

千年の草原の継承と創造的活用総合特区地域活性化方針

平成25年9月13日内閣総理大臣決定
平成30年4月1日一部変更

1 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

世界的遺産であり、地域にとって誇りである「阿蘇草原」を守り次世代に伝えていくとともに、草原の新たな活用を進め、草原とつながる観光スタイルの創造と資金還流の仕組みづくりによる地域の活性化、ひいては、観光立国の推進に貢献することを目指す。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① 草原（自然環境）の維持・活用

人々の営みによって築き上げられた貴重な自然環境であり、かつ多面的な役割を持つ阿蘇の草原は現在危機に瀕しており、これを次世代に伝えていくため、新たな活用方策と連携する形で維持・保全を図っていくことが必要である。

② 観光消費や食料生産基盤の確保

草原は千年の長きにわたって活用されることによって維持され、地域経済を支える基盤であったが、今後は、時代のニーズに合った新たな観光スタイルや産品流通により、観光消費や食料生産基盤を確保していくことが必要となる。

2 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① 草原（自然環境）の維持・活用

広大な自然空間の維持管理作業について、その担い手の減少を受け、安全かつ効率的に進める必要があることから、支援ボランティア派遣の拡大とともに、土地利用形状の整理、恒久防火帯整備などの手法を導入することにより、草原（自然環境）の維持・活用を図る。

また、景観や生物多様性保全、水源としての保水機能などの面からも価値が高い、公共財としての草原をアピールし、観光客、都市住民を含む多様な受益者等が資金を提供して継続的な維持管理の財源となるような仕組みづくりを進めることにより、草原（自然環境）の維持・活用を図る。

② 観光消費や食料生産基盤の確保

ア) 草原由来産品の販売拡大

環境負荷が少なく、安心安全な食料供給を進める方針の下、あか牛肉や野草堆肥を利用した米、野菜など草原由来産品の販売プロモーション活動を行うとともに、

＜阿蘇の草原＞を前面に出して独自性の高いブランド形成を進め、農畜産品の高付加価値化と販売拡大を図る。

イ) 草原案内システム構築

草原と関わるためのハード・ソフトの基盤整備を進めつつ各種新サービスの提供によって地域の自然や文化とのふれあいをより緊密にする観光スタイルの創出を図る。

ウ) 草原利活用連携促進

地元産品販売と組み合わせた6次産業化やこれまでと異なる草原利活用による事業創出等を推進するとともに、従来は縦割りで進められてきた草原維持管理や草原活用の取組を統合し、草原利用希望者や関連事業参入希望者等に対して必要なコーディネートと各種サービスが可能な体制の整備を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3 その他必要な事項

特になし